

[②技術基準等の見直し]

官庁営繕部建築課
設備課

営繕事業について、諸基準の改定及び材料・ 機器規格、仕様等の標準化・統一化を図る (建築設計基準、建築設備設計基準等)

○施策の概要、進捗状況、継続性

[施策の概要]

新材料・新工法に対応した建築設計基準、建築設備設計基準等の改定を図るとともに、材料規格等の省庁間を含めた標準化、統一化を図るため、省庁共通規格の作成を行う。

[進捗状況]

建築設計基準（平成9年4月改定）、建築改修設計基準（平成11年2月改定）、建築構造設計基準（平成9年6月改定）、建築鉄骨設計基準（平成10年11月改定）、敷地調査共通仕様書（平成11年10月改定）、建築設備設計基準（平成10年3月改定）及び建築設備計画基準（平成12年1月改定）について、新材料・新工法への対応あるいは、より汎用性のある技術への対応を図るための改定を行った。

また、金属製建具及び断熱材兼用型枠の材料・規格について、省庁間の共通化を図り、平成10年度以降の全ての工事について採用の検討を行い、可能な限り試行を行うこととした。

[継続性]

これら基準を適用する全ての工事について、今後とも効果が発揮されるとともに、これら基準は原則として4年ごとに見直すこととしており、その際には今回と同様の観点でも見直すこととする。

金属製建具及び断熱材兼用型枠については、今後とも可能な限り試行を行うとともに、建設省版の建築工事共通仕様書（平成12年度改定予定）に反映する予定である。

○施策の効果（施策によるコスト縮減率）

（コスト縮減例）

一例として、金属製建具及び断熱材兼用型枠について、標準的な庁舎の建築工事に採用した場合の、設備工事等も含めた工事費に対するコスト縮減率は次のとおりである。

例) 断熱材兼用型枠：0.06%

材料・機器規格の省庁間を含めた標準化、統一化によるコスト削減効果

建具の寸法、仕様等の共通化事例

